



鳥取県公報

平成14年 5月28日(火)
号外第87号

毎週火・金曜日発行

目 次

公安規則 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(6)(運転免許課)..... 1

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

- 1 運転経歴証明書交付申請書は、鳥取県警察本部運転免許課、鳥取県自動車運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署の長を経由して提出しなければならないこととした。(第1条関係)
- 2 運転経歴証明書の交付申請書の様式を定めることとした。(第20条の2、別記様式第10号の2関係)
- 3 運転経歴証明書の様式を定めることとした。(第20条の3、別記様式第10号の3関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 この規則は、平成14年6月1日から施行することとした。

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 5月28日

鳥取県公安委員会委員長 米 原 正 博

鳥取県公安委員会規則第6号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則(昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(様式の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動後様式」という。)が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改 正 後	改 正 前																
<p>(公安委員会にする申請等の經由先) 第1条 略 2 次の表の左欄に掲げる申請書は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関の長を経由して提出しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申 請 書</th> <th style="text-align: center;">機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 運転免許申請書(小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る運転免許申請書及び法第97条第1項第1号に掲げる事項についてのみの免許試験に係る運転免許申請書を除く。)並びに施行規則第18条の5の規定による限定解除審査申請書及び附則第3項の規定による申請書(以下「限定解除審査申請書等」という。)(指定自動車教習所の発行した技能審査合格証明書を添付して限定解除審査申請をする場合を除く。) </td> <td> 鳥取県自動車運転免許試験場 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 運転免許取消申請書及び第20条の2の規定による申請書 </td> <td> 鳥取県警察本部運転免許課、鳥取県自動車運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署 ただし、運転免許取消申請書にあっては、法第104条の4第1項後段の申出を併せて行う場合は、鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場とする。 </td> </tr> </tbody> </table>	申 請 書	機 関	運転免許申請書(小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る運転免許申請書及び法第97条第1項第1号に掲げる事項についてのみの免許試験に係る運転免許申請書を除く。)並びに施行規則第18条の5の規定による限定解除審査申請書及び附則第3項の規定による申請書(以下「限定解除審査申請書等」という。)(指定自動車教習所の発行した技能審査合格証明書を添付して限定解除審査申請をする場合を除く。)	鳥取県自動車運転免許試験場	略		運転免許取消申請書及び第20条の2の規定による申請書	鳥取県警察本部運転免許課、鳥取県自動車運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署 ただし、運転免許取消申請書にあっては、法第104条の4第1項後段の申出を併せて行う場合は、鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場とする。	<p>(公安委員会にする申請等の經由先) 第1条 略 2 次の表の左欄に掲げる申請書は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関の長を経由して提出しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申 請 書</th> <th style="text-align: center;">機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 運転免許申請書(小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る運転免許申請書及び法第97条第1項第1号に掲げる事項についてのみの免許試験に係る運転免許申請書を除く。)並びに施行規則第18条の4の規定による限定解除審査申請書及び附則第3項の規定による申請書(以下「限定解除審査申請書等」という。)(指定自動車教習所の発行した技能審査合格証明書を添付して限定解除審査申請をする場合を除く。) </td> <td> 鳥取県自動車運転免許試験場 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 運転免許取消申請書 </td> <td> 鳥取県警察本部運転免許課、鳥取県自動車運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署 ただし、法第104条の4第1項後段の申出を併せて行う場合は、鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場とする。 </td> </tr> </tbody> </table>	申 請 書	機 関	運転免許申請書(小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る運転免許申請書及び法第97条第1項第1号に掲げる事項についてのみの免許試験に係る運転免許申請書を除く。)並びに施行規則第18条の4の規定による限定解除審査申請書及び附則第3項の規定による申請書(以下「限定解除審査申請書等」という。)(指定自動車教習所の発行した技能審査合格証明書を添付して限定解除審査申請をする場合を除く。)	鳥取県自動車運転免許試験場	略		運転免許取消申請書	鳥取県警察本部運転免許課、鳥取県自動車運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署 ただし、法第104条の4第1項後段の申出を併せて行う場合は、鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場とする。
申 請 書	機 関																
運転免許申請書(小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る運転免許申請書及び法第97条第1項第1号に掲げる事項についてのみの免許試験に係る運転免許申請書を除く。)並びに施行規則第18条の5の規定による限定解除審査申請書及び附則第3項の規定による申請書(以下「限定解除審査申請書等」という。)(指定自動車教習所の発行した技能審査合格証明書を添付して限定解除審査申請をする場合を除く。)	鳥取県自動車運転免許試験場																
略																	
運転免許取消申請書及び第20条の2の規定による申請書	鳥取県警察本部運転免許課、鳥取県自動車運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署 ただし、運転免許取消申請書にあっては、法第104条の4第1項後段の申出を併せて行う場合は、鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場とする。																
申 請 書	機 関																
運転免許申請書(小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る運転免許申請書及び法第97条第1項第1号に掲げる事項についてのみの免許試験に係る運転免許申請書を除く。)並びに施行規則第18条の4の規定による限定解除審査申請書及び附則第3項の規定による申請書(以下「限定解除審査申請書等」という。)(指定自動車教習所の発行した技能審査合格証明書を添付して限定解除審査申請をする場合を除く。)	鳥取県自動車運転免許試験場																
略																	
運転免許取消申請書	鳥取県警察本部運転免許課、鳥取県自動車運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署 ただし、法第104条の4第1項後段の申出を併せて行う場合は、鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場とする。																
<p>(信号に用いる灯火) 第4条の2 令第5条第1項に規定する警察官の灯火による信号に用いる灯火の色及び光度は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(信号に用いる燈火) 第4条の2 令第5条第1項に規定する警察官の燈火による信号に用いる燈火の色及び光度は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>																

(軽車両が道路を通行する場合の灯火)

第7条 令第18条第1項第5号の規定により軽車両(そり及び牛馬を除く。以下同じ。)がつけなければならない灯火は、次に掲げるものとする。

- (1) 白色又は淡黄色で夜間前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる光度を有する前照灯
- (2) 橙色又は赤色で夜間後方100メートルの距離から点灯を確認することができる光度を有する尾灯。ただし、夜間後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第32条第1項の基準に適合する前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から容易に確認できる反射器材で反射光の色が橙色又は赤色であるものを備え付けているときは、尾灯をつけることを要しない。

(免許条件の解除、変更の手続)

第14条 法第91条の規定によって条件を付された者(施行規則第18条の5に規定する者を除く。)が、その解除又は変更を受けようとするときは、別記様式第7号の申請書を公安委員会に提出しなければならない。

(免許用写真の添付の省略)

第19条の2 施行規則第29条第3項(第29条の2第2項において準用する場合を含む。)及び第30条の9第3項の規定により申請書に免許用写真の添付を要しないものとして定める場合は、当該申請を行う者が免許の効力を停止されている場合以外の場合とする。

(臨時適性検査の通知)

第20条 略

(運転経歴証明書の交付申請)

第20条の2 法第104条の4第5項の規定による申請は、別記様式第10号の2の申請書を公安委員会に提出しなければならない。

(運転経歴証明書)

第20条の3 法第104条の4第6項の運転経歴証明書は、別記様式第10号の3によるものとする。

(講習)

第21条 施行規則第38条第2項第1号の規定による申出は、別記様式第10号の4の申出書により行わなければならない。

2及び3 略

附 則

1及び2 略

(軽車両が道路を通行場合の燈火)

第7条 令第18条第1項第5号の規定により軽車両(そり及び牛馬を除く。以下同じ。)がつけなければならない燈火は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 白色又は淡黄色で夜間前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる光度を有する前照燈。
- (2) 橙色又は赤色で夜間後方100メートルの距離から点燈を確認することができる光度を有する尾燈。ただし、夜間後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第32条第2項第2号の前照燈で照射した場合にその反射光を照射位置から容易に確認できる反射器材で反射光の色が橙色又は赤色であるものを備え付けているときは、尾燈をつけることを要しない。

(免許条件の解除、変更の手続)

第14条 法第91条の規定によって条件を付された者(施行規則第18条の4に規定する者を除く。)が、その解除又は変更を受けようとするときは、別記様式第7号の申請書を公安委員会に提出しなければならない。

(免許用写真の添付の省略)

第19条の2 施行規則第29条第2項(第29条の2第2項において準用する場合を含む。)及び第30条の9第3項の規定により申請書に免許用写真の添付を要しないものとして定める場合は、当該申請を行う者が免許の効力を停止されている場合以外の場合とする。

(臨時適性検査の通知)

第20条 略

(講習)

第21条 施行規則第38条第2項第1号の規定による申出は、別記様式第10号の2の申出書により行わなければならない。

2及び3 略

附 則

1及び2 略

3 法附則第3条第3項若しくは第5条第2項又は道路交通法の一部を改正する法律(昭和40年法律第96号)附則第2条第3項若しくは第5条第3項の規定による審査を受けようとする者は、別記様式第13号の申請書を公安委員会に提出しなければならない。

4 略

別記様式第10号 略

別記様式第10号の2(第20条の2関係)

運転経歴証明書交付申請書

年 月 日 写 真

鳥取県公安委員会 様

住 所
氏 名 印

道路交通法第104条の4第5項の規定により、運転経歴証明書の交付を申請します。

生 年 月 日	年 月 日 (歳)
連絡先及び電話番号	
運転免許取消申請 年 月 日	年 月 日
手 数 料 の 額	(鳥取県収入証紙はり付け欄)
¥ _____	

備考 1 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものとする。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式第10号の3(第20条の3関係)

(表)

8.56センチメートル

氏名 _____ 年 月 日生

住所 _____

交付 _____

運転経歴証明書

写 真

二・小・原	年 月 日	種								鳥 取 県	
他	年 月 日	類								公安委員会	印
二種	年 月 日										

5.4センチメートル

3 法附則第3条第3項若しくは第5条第2項又は道路交通法の一部を改正する法律(昭和40年法律第96号)附則第2条第3項、同条第4項若しくは第5条第3項の規定による審査を受けようとする者は、別記様式第13号の申請書を公安委員会に提出しなければならない。

4 略

別記様式第10号 略

(裏)

注 意 事 項

- 1 運転経歴証明書は、申請による取消しを受けた日前5年間の自動車等の運転に関する経歴について証明するものです。
- 2 この証明書では、自動車等を運転することはできません。
- 3 住所等に変更を生じた場合でも、変更事項の記載を受けることはできません。
- 4 亡失等をした場合でも、再交付を受けることはできません。

備考 運転経歴証明書の文字の上の帯の色は、銀色とする。

別記様式第10号の4 略

別記様式第10号の2 略

附 則

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

